

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中野区江原町一丁目 2 5 番 1 1 号

氏名 株式会社小川商会  
代表取締役 羽行 輝夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2 年 2 月 9 日

許可の有効年月日 令和 7 年 2 月 8 日

## 1 事業の範囲

## (1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を含む）

## (2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
(以上 9 種類)

## (3) 積替え保管ができる産業廃棄物の種類（限定の内容は、下表のとおり。）

廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
(以上 6 種類)

## 2 積替え保管施設

施設所在地：東京都中野区江原町一丁目 25 番 11 号 施設面積：2,516.95 m<sup>2</sup> 最大保管高さ：1.4 m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類（廃硬質プラスチック、廃OA機器、廃梱包材、建築廃材に限る。）	コンテナ3個	24.1 m <sup>3</sup>
木くず	コンテナ1個	8.0 m <sup>3</sup>
繊維くず	コンテナ1個	8.0 m <sup>3</sup>
金属くず（廃什器類、配管等の切削くず、廃設備機器、建築廃材に限る。）	コンテナ2個	16.0 m <sup>3</sup>
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード、レンガくず、建築廃材に限る）がれき類	コンテナ1個	8.0 m <sup>3</sup>
合計		64.1 m <sup>3</sup>

## 3 許可の条件

- 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 2 年 2 月 9 日 新規許可  
令和 2 年 2 月 9 日 更新許可 第 6 回

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)